

令和2年9月15日

«役職» «議員名»先生

エンターテインメント表現の自由の会
代表 坂井崇俊

鳥取県青少年健全育成条例の改正についての意見書

私たちエンターテインメント表現の自由の会（AFEE）は日本国内で表現の自由および情報アクセスの自由を主張し、特にマンガ・アニメ・ゲームなど、エンターテインメントの全ての分野において消費者の権利・利益を守る活動を行う消費者団体です

去る9月11日に鳥取県令和2年9月定例県議会において、「鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例」が付議されました。本改正案が可決されると、鳥取県外のインターネットを通じて図書等を販売する事業者に対しても多大な影響を及ぼすこととなります

については、本条例案に対し極めて慎重な審議をお願いする次第です

以下に、本条例案の問題点を記載します

1. **全国のインターネット事業者への影響が大きい**

「有害図書が限定列挙されていないため、事業者が有害図書であるかを個別に判断する必要がある」「自治体毎に別ルールを設ける必要がある」「鳥取県民の青少年であることの特定が困難」など様々な問題が指摘されており、インターネット事業者が本条例に対応することが困難な状況にある

2. **事業者が条例に対して意見を申し出ることができない**

県外の事業者は鳥取県議会に代表者を送り出せる状況にないにも関わらず、販売に対する規制を受けることとなる。また、今回の条例の改正案のうち16条3項の新設については、パブリックコメントを受付けておらず、県外の事業者は本件に対して直接または間接を問わず、意見を申し出ることができない状態にある

3. **鳥取県のイメージダウンに繋がる**

類似の条例が施行された香川県（香川県ネット・ゲーム依存症対策条例）では、県外インターネットの事業者等に対し義務を課したことから、インターネットだけでなく、各方面で大きな反響を呼んだ。この影響で、香川県からのサイトへのアクセスを一律に禁止するサービス¹ができるなど、香川県のイメージダウンに繋がっており、本条例についても同様の懸念が存在する

¹ 利用規約 - レシピけんさく <https://www.recipekensaku.com/terms>